

有料老人ホーム あつとホーム

社会福祉法人ふるさと自然村
プレゼンテーション担当 久市 徹



1. 基本理念

1 - 1. 法人紹介

(1) 設立 平成8年4月9日



(2) 法人の理念

人の「生きる」を支える

第2の我が家

- ・ 人生の高齢期を有意義に楽しく過ごしていただきたい
- ・ 高齢者の人間としての尊厳と生きる権利を守りたい
- ・ 家庭的な雰囲気、地域に開かれた施設をつくりたい

(3) 実施事業の概要

高知県及び神奈川県で様々な介護保険事業等を実施



介護サービス事業

訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護
認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護
介護老人福祉施設 居宅介護支援



高齢者福祉事業（介護サービス事業以外）

特別養護老人ホーム 養護老人ホーム ケアハウス
有料老人ホーム 配食サービス 介護予防サロン事業（受託）
地域包括支援センター 他



児童福祉事業

保育所

(4) 役職員数（令和6年10月1日現在）

855人

1 - 2. 応募の動機

(1) 高知市の高齢者福祉の向上のために

- ・ 四半世紀にわたって様々な介護サービス事業に携わってきた
- ・ 特定施設入居者生活介護も7事業所で実施

特定施設になることで

この経験・ノウハウを活かし、質の高い介護サービスを提供することで、高知市における高齢者福祉の向上に貢献したい

1 - 2. 応募の動機

(2) 有料老人ホーム入居者のために

現在は、介護度が重度となった場合は退居する方が多い

特定施設になることで

- 平均寿命が延び、人生100年時代を迎える中で、あっとホームを「第2の我が家」として終の棲家にしていきたい
- 入居者の方に、少しでも長く、住み慣れた地域で、友達に囲まれた中で笑顔で安心して生活をしていただきたい

1 - 3. 介護保険における特定施設入居者生活 介護の役割・位置づけ

今後介護サービスの中で重要かつ中心的な役割を担う事業

(1) 今後、在宅での介護はますます難しくなり、
施設・居住系サービスのニーズが高まると想定される

- ・ 高知県の要介護（要支援）認定者は、令和22年度（高知市は令和17年度）まで増加
- ・ 独居、夫婦のみの高齢者世帯が増加し、家庭介護力が低下
- ・ 介護人材の不足等から、中山間地域などで居宅サービスの提供が厳しさを増す

1 - 3. 介護保険における特定施設入居者生活 介護の役割・位置づけ

今後介護サービスの中で重要かつ中心的な役割を担う事業

(2) 既存の施設を活用した介護サービスの提供が可能

- ・ 令和23年度以降、要介護者が減少するため、多額の資金を必要とする新たな施設建設は、採算性に課題がある
- ・ 特定施設入居者生活介護は、既存の有料老人ホーム等を活用でき、多額の設備投資は不要

1 - 3. 介護保険における特定施設入居者生活 介護の役割・位置づけ

今後介護サービスの中で重要かつ中心的な役割を担う事業

(3) 高齢者の希望をかなえ不安を解消することができる

- ・ 有料老人ホームは、原則個室で、個人の尊厳やプライバシーを守ることが可能
- ・ 比較的元気な時から、人生の終末期まで、第2の我が家として、住み慣れた住居、地域で、友達などと一緒に暮らし続けることが可能
- ・ 一人暮らし高齢者が、病気になったときや介護が必要となったとき、また買い物等日常生活の不安を解消することが可能

2. 非常災害に関する体制

2 - 1. 防火対策

(1) 厨房関係

- ・ ガス使用と比較し、火災発生危険性が低いオール電化設備
- ・ 調理中、その場を離れるときは、電源スイッチを必ず切ること
とを日頃から職員に徹底
- ・ IH設備のある居室の利用者にもその旨徹底
- ・ 厨房設備とその周囲の清潔の保持と厨房内の排気ダクト等に
付着した油脂やほこり等の日常点検及び定期清掃の実施
- ・ すぐ使えるように厨房近くに消火器を設置

(2) たばこ関係

- ・ 施設内は、所定の場所以外禁煙
- ・ 職員及び入居者に日頃から徹底

2-2. 各種訓練（消火・避難等）の実施体制

（1）訓練の実施

職員だけでなく入居者も参加した訓練を実施

- ・ 防災（火災）訓練 : 年2回以上実施
- ・ 地震津波避難訓練 : 年3回以上実施
- ・ 風水害訓練 : 年1回以上実施

（2）訓練内容

- ・ 様々なケースに対応が可能となるよう、火災発生場所、地震規模、発生時間等を毎回見直しを行い実施
- ・ 訓練実施後に検討会を行い、防災マニュアルの見直し、職員や入居者の防災意識・知識の向上、防災の勉強に繋がっている

2 - 3 . 避難及び発生時の地域との連携

(1) 近隣施設との協力関係の構築

- ・ 同一法人内の近隣施設と協力、連携し避難を行う
- ・ 他法人の近隣施設とも災害時協定を締結する

(2) 地域住民の方との協力関係の構築

- ・ 避難時に協力いただくために、地域住民代表の方の運営懇話会への参加や、地域住民の方々を夏祭り、クリスマス会などの行事に招待を行うことで施設への理解の促進を図っていく
- ・ 施設を福祉避難所とすることで、地域住民の施設への関心を高めるとともに関係の強化を図っている

2 - 4 . 非常災害時の業務継続計画について

(1) 計画の策定

高知市有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、令和5年12月1日に策定

(2) 想定災害

南海トラフ地震及び鏡川と神田川の水害

(3) 計画の基本方針

- ・ 人命を最優先として、職員と利用者の生命と生活を保護及び維持する
- ・ 事業を継続し、利用者への影響を最小限に留める
- ・ 地域社会の安全と復興に貢献する

(4) 今後の対応

訓練等を重ねながら計画の見直し、変更を行っていく

2 - 5. 想定される災害に対する具体的な対策（減災への取組）

（1）洪水浸水対策

- ・ 施設は、想定浸水高0.5～3mの地域に立地しているが、利用者の居室は、浸水の恐れはない高さ3.7mの2階以上に設置
- ・ 大雨が予測される際は、事前に居住者を居室に避難させるとともに、止水板等により施設内への水の侵入を防止

（2）地震対策

- ・ 定期的に備品等の転倒、移動、落下対策を実施

（3）共通対策

- ・ 重要なデータは、喪失防止のため他県にバックアップ
- ・ スプリンクラー等の非常用電源を確保するための自家発電機の設置

2-6. 備蓄品（食料や備品等）の確保

(1) 食料の備蓄

- ・食料 入居者168名、職員30名、避難住民20名
計218名分×4日分（内68名分は介護食）
- ・飲料水 1人1日分3ℓとして、218名分×4日分
2,616ℓ

(2) 備品の確保

- ・非常用発電機 1台
 - ・ポータブル発電機 3台
 - ・衛星電話 1台
 - ・災害救急セット（50人用） 2セット
 - ・段ボールトイレ 20セット
 - ・浄水器 1台
 - ・災害工具セット 1セット
- など

3. サービスの質

(利用者個々の状態や希望に応じた対応)

3 - 1. 食や排泄の自立、歩行改善等の取組

(1) 取組の基本的な考え方

- 「食事」「水分」「排泄」「運動」
- ・ A D L、Q O Lの向上のための基本ケア
 - ・ お互いが相互に影響
 - ・ 全てをバランスよく取り組むことが重要

一人一人の状態に応じた取組が必要

理学療法士、言語聴覚士、看護職員等により利用者の状態の評価と対応策の検討を行い取組を実施

3 - 1. 食や排泄の自立、歩行改善等の取組

(2) 食事について

- 「食べることは」生きがいや楽しみ
- 食事の自立のためには見た目も重要
色合いも鮮やかで目で見る楽しみも持て、食欲が湧くよう工夫をした食べ物を用意
- 専門職による指導
年齢や病気により摂食・嚥下機能に不安のある利用者には法人の言語聴覚士や歯科衛生士が、事業所の介護職員、看護職員に対し定期的な巡回や随時相談により指導

3 - 1. 食や排泄の自立、歩行改善等の取組

(3) 排泄について

- 排泄の基本動作は、立つ、座る、衣類を下げる、上げるといった複合的な動作
- 一人一人の身体機能の評価を、看護職員、介護職員、理学療法士により実施
- 評価に基づき必要な支援、アプローチの方法を考案し、一人一人にあった排泄のための訓練を実施

3 - 1. 食や排泄の自立、歩行改善等の取組

(4) 歩行について

- 歩行は人生を楽しみながら過ごすための重要な要素であり、下肢筋力の低下の防止に取り組んでいく
- ホールでの体操、レクリエーションといった参加できる日課の活動により歩行機能の強化
- パワーリハビリ機器を導入し、理学療法士等による「運動プログラム」の実施
- 理学療法士等によるその人の状態にあった歩行器等の選定や提供

3 - 2. 認知症利用者への対応、支援方法

(1) 認知症利用者の早期発見・早期対応

- 認知症の進行を遅らせたり症状を和らげるために早期発見、早期対応が重要
- 日頃から職員が注意深く観察することで、変化を見逃さない
- 協力医療機関の認知症に精通したオレンジドクターと利用者情報を共有する

3 - 2. 認知症利用者への対応、支援方法

(2) 職員の介護技術の向上について

- 認知症の症状は様々で、その人に合った介護が必要
- 当法人では、認知症対応型共同生活介護事業所を9箇所運営
- 認知症利用者の介護に経験豊富な職員が多数おり、その経験のある職員による研修の実施
- 認知症介護指導者や実践者研修、リーダー研修修了者による介護方法の相談と助言を実施

3 - 2. 認知症利用者への対応、支援方法

(3) 認知症の進行を遅らせる取組について

① 運動と他者との交流機会の確保

- ・ 毎日の集団体操の実施
- ・ 定期的な受動的音楽療法と能動的音楽療法の実施

② 前頭前野機能維持改善の取り組み

認知機能やコミュニケーション機能、身辺自立機能の改善を図るため、計算と音読を中心とする教材を用いた学習を、学習者と支援者がコミュニケーションを取りながら実施

③ 趣味や楽しみの継続

- ・ 屋外活動スペース等でのガーデニング
- ・ 各階談話コーナーでの裁縫、手芸クラブなど
- ・ 麻雀や将棋・囲碁クラブ

3 - 3 . 医療連携、看取り支援

(1) 協力医療機関との緊密な連携

- 利用者の急変時等に備え病歴等の情報を協力医療機関と共有するとともに緊急時の対応方法の確認を実施
- 日頃から入院退院時には、高知市入・退院時の引継ぎルールによる医療機関との情報共有の実施
- 病状が急変した場合の医療機関との相談体制及び診療体制を常時確保
- 緊急時に備え、夜勤職員を2人以上配置するとともに看護職員によるオンコール体制を整備

3 - 3 . 医療連携、看取り支援

(2) 看取り支援について

- その人らしい最期を施設で迎えられるように、利用者等の希望を尊重しながら、看護職員等多職種が協力して支援を実施
- 看取りに関する方針を施設職員全体で共有
- 定期的な看取り介護委員会の開催と、研修の実施による「看取り期のケア」ができる体制の構築と技術力の確保
- 夜間対応も含めた医療機関との連携体制の構築
- 利用者や家族への十分な説明と同意

3 - 4 . 生活の質向上取組

利用者が生きがいを持って生活ができるよう、趣味の活動や人との交流に取り組む

- ・ いきいき・かみかみ、しゃきしゃき百歳体操の実施
- ・ 年間行事計画に沿った行事や各種レクリエーションの実施
- ・ 利用者が主体となった麻雀等クラブ活動の実施
- ・ 買い物等を楽しむために、移動スーパーの活用や近隣の量販店へのツアーの実施、施設内喫茶店の営業

3 - 5. 自立支援に向けたサービス (利用者と職員の間わり等)

(1) 「第2の我が家」とするために

- ・ 住み慣れた自宅のような温かい家庭的な雰囲気を醸成
- ・ 利用者と職員との関係ではなく、みんなが大家族の一員

(2) できるだけ自分らしく生活していただくために

残存能力・機能を維持するために、自分でできることはできるだけ自分でしていただくように見守り、寄り添う姿勢も持った介護を実施

(3) 家族と連携し信頼を得るために

適切な介護と面会時等に隠し事をせず情報を提供

4. サービスの質

(事業所としての取組)

4 - 1. 身体拘束廃止・高齢者虐待防止に対する理念・考え方

法人では、「高齢者の人間としての尊厳と生きる権利を守る」ことを目的にサービス提供に取り組んでいる



身体拘束及び虐待は、高齢者の人間としての尊厳と生きる権利を損なう行為



身体拘束廃止・虐待防止に向けて、全ての役職員が意識を統一し、組織全体で取り組むべき課題と認識

4 - 2. 身体拘束廃止・高齢者虐待防止への取組

(1) 高齢者虐待の主な発生要因 (令和4年度厚生労働省調査結果)

- ・ 教育・知識・介護技術等に関する問題
- ・ 職員のストレスや感情のコントロールの問題
- ・ 虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等
- ・ 職員の倫理観・理念の欠如
- ・ 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ
- ・ 職員の性格や資質の問題

4 - 2. 身体拘束廃止・高齢者虐待防止への取組

(2) 法人での身体拘束廃止・高齢者虐待防止に向けた取組

- ・虐待は一個人の倫理観や資質等の問題ではなく、組織全体の問題であるとの認識を法人全体で共有
- ・身体拘束適正化委員会等での廃止・防止のための技術面、職員意識の向上対策などの協議
- ・介護技術や知識の向上のための研修の積極的な受講促進
- ・風通しの良い職場、人間関係の構築と職員のストレスの把握
- ・人員配置の見直し

4 - 3. 高齢者虐待の早期発見・対応の方法

(1) 日頃からの利用者の観察

不自然な傷やあざ、職員に対する怯え、服装の汚れ等に早期に気付けるよう、日頃から利用者の身体や心理面、尿パット等の使用状況等を注意深く観察を行う

(2) 観察結果への対応

利用者の身体の傷やあざ、また心理的な怯え、尿パットが減っていない等不自然な状況があった場合には、あざや傷のできた理由等を利用者本人や担当職員に確認するなど調査を実施し、虐待の有無を把握

4-4. 家族、地域等との具体的取組

- 利用者と家族、地域住民、子ども食堂利用者、ボランティア等と交流を図るためのクリスマス会や夏祭り等のイベントの開催

- 「こども食堂」へ毎週場所を提供



- 施設への理解を深めていただくために運営懇話会への家族や住民代表の参加を予定

4 - 5. 感染症や食中毒発生予防及び発生時の対応

(1) 感染症や食中毒の発生予防

- ・「感染症・食中毒予防対策委員会」において、施設の状況を踏まえた衛生管理、感染症対策を立案し実行
- ・日頃から協力医療機関と連携し、感染症が発生した場合に備えたミーティングや訓練を実施

4 - 5. 感染症や食中毒発生予防及び発生時の対応

(2) 感染症や食中毒発生時の対応

- ・罹患した利用者のかかりつけ医に相談し、症状に応じた看護、介護を実施するとともに必要に応じ入院対応を実施
- ・協力医療機関と連携を取り、ゾーニングや消毒等の施設内の感染拡大防止策を実施
- ・感染症の発生に備えた業務継続計画の策定
(令和5年7月1日)

4 - 6 . 苦情を言いやすい体制づくり

- 施設長を苦情解決責任者、生活相談員を担当者とした苦情対応窓口（連絡先）を設置
- 直接苦情等を言えない利用者等のために、ご意見箱を各階に設置
- 苦情対応窓口やご意見箱については、入居の際に説明するとともにわかりやすい場所に掲示して周知
- 月1回開催する運営懇話会において、苦情や要望を積極的に聴取



4 - 7. 苦情対応の体制

- 施設長が苦情解決責任者となり、苦情の原因、解決方策の検討、苦情申出人との話し合い等の対応を実施
- 苦情申出人や苦情解決責任者への助言を求めるために、必要に応じ学識経験者等に第三者委員を委嘱
- 施設長が必要と判断した場合は、施設長、事務長、生活相談員等で構成する検討会議を開催
- 苦情の内容や検討した対応策を全職員に周知



4 - 8 . 事故の発生及び再発防止に向けた取組

- 事故発生後の検討会議において、原因を究明したうえで再発防止策を立て実行
- 事故リスクを予知したケアを施設サービス計画に記載し実施
- 全職員を対象に事故発生防止の研修を実施
(年2回以上)

5. サービスの質

(職員の資質向上等)

5 - 1. 内部及び外部研修への参加促進

- 全職員対象の法人全体合同研修を毎月実施（介護技術研修等）
- 全職員対象の事業所内研修を定期的に実施
- 職員の希望研修、法人推薦研修のために外部の研修に参加する場合は、研修を優先したシフト調整



5 - 2. 職員の研修への参加率とその効果

外部及び内部研修に参加後、事業所において、介護職員全員参加の報告・研修会を複数回実施



効果

外部及び内部研修に参加できない職員も参加することで新しい介護に関する知識や技術の習得ができ、施設全体の介護の質の向上が図れる

5 - 3. 資格取得希望者へのサポート内容

介護の質の向上を図るため、資格取得を積極的に支援している

- 無資格の職員には、介護職員初任者研修費用を一部支援
- キャリアアップの資格取得費用を全額または一部支援
- 資格更新費用を全額支援
- 介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士資格取得者へお祝金の支給



5 - 4 . 働きやすい職場づくりに向けての具体的な取組

- 法人内託児所の設置
- ワークライフバランスへの取り組みとして、就業場所の異動、勤務時間帯の変更等、職員の家庭環境に合わせた柔軟な対応
- 各種ハラスメントの防止のための研修会を各事業所において実施するとともに法人本部に相談窓口を設置

5 - 5. 質の高いサービスを継続して提供するための法人としての取組の成果

質の高いサービスを評価する介護報酬の各種加算を
ほぼすべての事業所で取得（令和6年10月1日現在）

☆全対象事業所 47

☆加算取得事業所 45 （取得割合 96%）

☆取得内容

- ・ サービス提供体制強化加算：加算Ⅰ 23事業所
加算ⅡⅢ 8事業所
- ・ 日常生活継続支援加算： 4事業所
- ・ 特定事業所加算： 10事業所

6. 安定した事業所運営

6 - 1. 処遇改善（賃金や手当等の給与面、正規雇用への登用制度等）



- 平成29年度より等級制度を導入し昇給、賞与、昇進に反映
- 平成31年度より正規職員登用制度を導入
- 介護職員等処遇改善加算を取得し給与を改善

介護職員等処遇改善加算取得状況
(令和6年10月1日現在)

対象事業所	44事業所中	加算Ⅰ	40事業所
		加算Ⅱ	4事業所

6 - 2. 職員の新規採用に向けた活動

- 県内の高等学校、大学、専門学校を訪問し、法人や業務内容のPRを実施
- 令和6年度より就職お祝い金制度・職員紹介制度の導入
- EPA外国人介護福祉士候補者受入れ
- 高知市内に独身者用職員宿舎を2棟完備



6 - 3. 職員の定着（離職防止）に向けた施策

- 施設長と職員との個別面談を実施
業務内容等に対する不満等を早期に把握
- 勤務条件等の柔軟な対応
職員の環境変化に合わせて就業場所の異動、勤務時間帯の変更等を実施
- 職員投書箱の設置
職員1人1人が職場に対する意見、要望等を言いやすい環境を整備するために各事業所に職員投書箱を設置
月2回本部で回収のうえ開封し、問題解決を図る

6 - 4 . 職員の心身へのケア

- 新卒採用者への個別面談

入職から3年目まで面接（年4回）を実施し
不満や不安の聞き取り



- 職場内コミュニケーションの円滑化

ミーティングや施設長による個別面談等による職場内
コミュニケーションの円滑化を図り、職員の心身の
変調を早期に把握し、必要な対応を取る

6 - 5. 応募の提案内容を遵守していくための運用方法

提案内容遵守のため、次のことを少なくとも6年間は実施

- 定期的な報告と確認
4半期ごとに、理事長より施設に対し提案内容の実施状況の報告を求め確認を実施
- 内部監査での確認
年1回以上実施している内部監査において、監査項目に提案内容を加えて遵守できているか確認を実施
- 理事会への報告
毎年1回は、提案内容の実施状況について理事会へ報告

7. その他

7-1. 特定施設入居者生活介護への転換実績



有料老人ホームさかわ

施設名	定員	特定化
ケアハウス つくしんぼ	30名	平成13年4月
ケアハウス たんぽぽ	100名	平成13年6月
ケアハウス 菜の花	100名	平成13年11月
養護老人ホーム 双名園	100名	令和元年8月
有料老人ホーム さかわ	80名	令和6年4月

7 - 2. 介護サービス事業の適正な運営に向けた 組織体制の整備

年々複雑となる介護サービス事業の適正な運営を図るため、組織体制の拡充を行い、法人本部に常勤の専従職員を2名配置し、指定基準や介護報酬関係の通知などの関係法令の指導や監査にあたっている